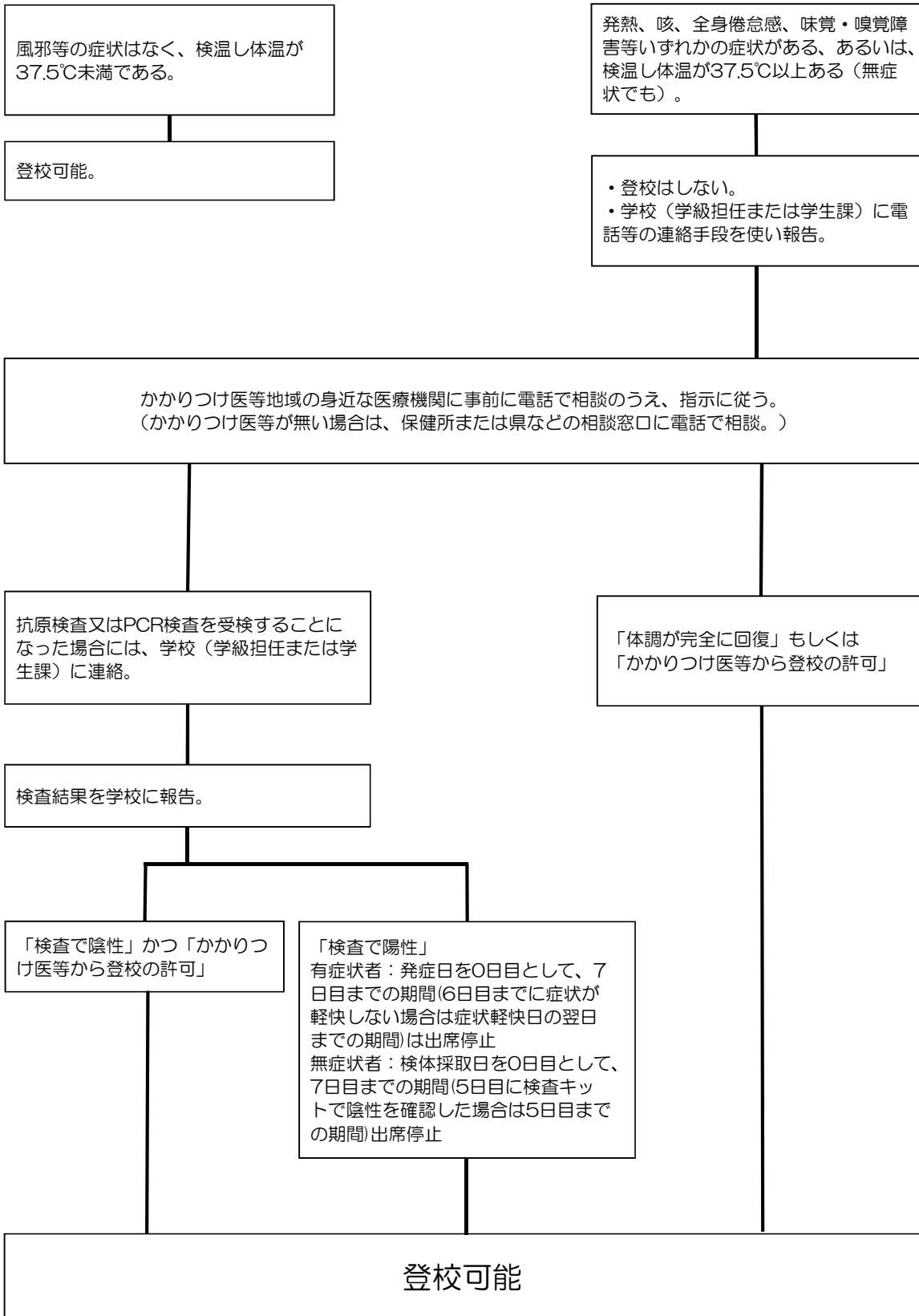


★感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル

令和4年10月12日

毎朝検温し、午前8時までに健康状態のモニタリングを行ってください。

※ 体調不良を感じたら、自己判断に任せず、医師の診察を受けてください。



※インフルエンザ等の感染症に罹患した場合は、学生便覧21、22ページ「感染症・インフルエンザについて」を参照し登校を判断。

★授業中、感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル

- ・授業担当教員は、保健室へ行くよう学生に指示をしてください。（自分で保健室に行けない場合は、学生課など他の教職員の支援を受けてください。）
- ・保健室では、他の学生と接触しないよう別室で対応します。
- ・看護師が感染の疑いが高いと判断した場合は、御坊保健所〔0738-22-3481〕に電話相談し、指示を仰ぎます。
- ・感染の疑いは低いが、保健室での対応だけでは不十分であり、看護師が医療機関での加療が必要であると判断した場合は、医療機関を受診させます。
- ・看護師は、対応結果（要帰宅の判断を含む）を学生課に報告してください。
- ・学生課は、対応結果を学級担任及び当該授業担当教員に報告してください。
※寮生の場合には、寮務係にも報告してください。
- ・学級担任は、対応結果を保護者に連絡します。帰宅させる場合は、送迎依頼を行います（学生の希望を確認）。併せて、学生及び保護者に対して、健康状態のモニタリングを引き続き行うよう要請してください。
※医療機関に付き添っている間に保護者への連絡が必要な場合もあるので、学外でも保護者と連絡が取れるようにしておいてください。
- ・寮生の場合で、看護師又は医療機関が帰宅が必要でないと判断した場合や、諸事情によりすぐに帰宅させることが困難な場合は、寮での経過観察を可とします。その場合、寮務係は当該学生の対応結果を宿直教員に連絡するとともに、寮の対応マニュアルに沿って対応します。

※〔夜間・休日等の連絡先〕和歌山県コールセンター：073-441-2170
※状況によっては、上記手順を変更するなど、臨機応変に判断・対応します。

★新型コロナウイルス感染症と診断された際のマニュアル

- ・出席停止とするので、登校はしないでください。
- ・診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に登校しないでください。
- ・医療機関の指示に従い、治療に専念してください。
- ・大至急で学校（学級担任または学生課）に電話等の連絡手段を使い報告してください。
また、その際に、以下「報告すべき内容」も併せて報告してください。
「報告すべき内容」
- ① 陽性者登録センターへの登録状況、発症日及び療養期間
- ② 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？
熱がいつからどの程度まで上昇したかを含めた経過等
- ③ 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
- ④ 発症日の2日前からの行動履歴および学内での動線（教室や休憩・トイレ等：消毒すべき箇所等を含む）
- ⑤ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等
- ・入院していた場合には、退院時に主治医からの指示を仰いでください。
- ・自宅療養期間終了後も感染リスクが高いとされる期間がありますので、当該期間においては、頻繁な健康状態の確認、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等感染対策を徹底するとともに、体調不良時には登校しないでください。

【参考】

- 新型コロナウイルスに罹患した場合の出席停止期間：
（有症状者）

	0日目	1日目	～	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
例1	発症	出席停止	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	登校可能		
例2	発症	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	登校可能	
例3	発症	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	登校可能
例4	発症	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	出席停止	登校可能		

（無症状者）

	0日目	1日目	～	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	検体採取日	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例2	検体採取日	出席停止	出席停止	検査キット 陰性	登校可能		

（注1）「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

（注2）症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。

（注3）出席停止期間の短縮を行うための検査については、**国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の抗原定性検査キット**を使用すること。

（参考）厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html

医療用抗原検査キット取扱薬局リスト <https://www.mhlw.go.jp/content/000982425.pdf>

（注4）無症状者で、検査キットで陰性を確認した場合は、検査キットの結果が確認できる画像の提出を求めることがあります。

★感染者の濃厚接触者となった際のマニュアル

- ・感染者の濃厚接触者(*)となった際には、感染者との最終接触日を0日目として、5日目までの期間は、健康状態に注意を払うとともに、出席停止としますので、登校はしないでください。また、登校後もさらに2日間（起算日から計7日間）が経過するまでは、健康観察の徹底と、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策をしてください。
- ・学校（学級担任または学生課）に電話等の連絡手段を使い報告してください。
- ・この経過で症状がある場合には、「感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル」に沿って、対応してください。
- ・不要不急の外出は、避けるようにしてください。

- ※「濃厚接触者」とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された者と近距離で接触、或いは長時間接触し、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触があり、感染の可能性が相対的に高くなっている者」を指します。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなどの必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があったもの（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

- ※「新型コロナウイルスに感染していることが確認された者」とは、次の者
- ・症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者
- ・症状はないが、検査により新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断された者

【参考】

- 濃厚接触者の出席停止期間：

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
例1	最終接触日	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例2	最終接触日	出席停止	検査キット 陰性	検査キット 陰性 確認後に登校可能	登校可能		

（注1）出席停止期間の短縮を行うための検査については、**国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の抗原定性検査キット**を使用すること。

（参考）厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html

医療用抗原検査キット取扱薬局リスト <https://www.mhlw.go.jp/content/000982425.pdf>

（注2）検査キットで陰性を確認した場合は、検査キットの結果が確認できる画像の提出を求めることがあります。

★抗原検査、PCR検査を受けた際のマニュアル（濃厚接触者となった場合を除く）

・抗原検査又はPCR検査を受けた際は、検査結果が判明するまで、登校はしないでください。

また、電話等の連絡手段を使い、至急、以下により報告してください。

1) 報告先：学級担任または学生課（土日、祝日は、守衛室（TEL:0738-29-2301））

2) 報告内容：

i) 受検者名、所属学科、学年

ii) 受検した検査の種類

iii) 検査を受検するに至った経緯等（体調不良となった日・症状及び検査受検となる外的要因、家族等の状況、対等不良等以降から検査受検までの状況、保健所等の指示内容、医療機関の受診及び指示内容、検査受検日時、結果判明日時、検査結果）

※陽性の場合、上記とともに「新型コロナウイルス感染症と診断された際のマニュアル」の「報告すべき内容」の②、③及び④も併せて報告願います。